

青森県報

第四百五十八号

令和四年
五月十三日
(金曜日)

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 農業委員会交付金の市町村に対する配分の基準の一部改正(構造政策課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二

出先機関

- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域) ……二
 - 土地改良区の役員の退任……………(三八地域) ……三
 - 土地改良事業の工事の完了……………(同) ……三
- 公安委員会
- 運転免許取得者等検査の認定……………(運転免許課) ……三

告 示

青森県告示第二百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規

定により公示する。

令和四年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
株式会社 Onese 弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の二	就労継続支援A型	弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の二	令和四・四・三〇
株式会社 Onese 弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の二	就労継続支援B型	弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の二	〃

青森県告示第二百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
NGENTE 株式会社 大阪市東成区東小橋二丁目二の二 二松山ビル三階	生活介護	弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の二	令和四・五・一

NGENTEN株式会社	大阪市東成区東小橋二丁目二の二 二一松山ビル三階	就労継続支援A型	わん・せる	弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の二	〃
-------------	-----------------------------	----------	-------	----------------	---

青森県告示第二百九十四号

平成十年十月二日青森県告示第六百四十九号（農業委員会交付金の市町村に対する配分の基準）の一部を次のように改正する。

令和四年五月十三日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第二百九十五号

第二号中「総農家数及び土地持ち非農家数中の」を削り、第三号中「経営耕地の状況中の経営耕地総面積」を「経営耕地の面積」に改める。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年六月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年五月十三日

青森県知事 三村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
					前	後			
鶴ヶ坂千刈線				青森市大字新城字平岡一七五の二五から 青森市大字新城字平岡二五九の一九まで	一九・五〇〇メートルから 一九・五〇〇メートルまで	九・〇〇〇メートルから 一三・〇〇〇メートルまで		五七〇・〇〇メートル	

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、弘前市和徳土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年五月十三日

中南地域県民局長 澁谷 俊樹

役員別	氏名	住所	就任及び退任年月日
-----	----	----	-----------

理事	菊池 勲	弘前市大字岩賀二丁目五の一	令和四・四・一就任
〃	福士 実	大字津賀野字岡本一三	〃
〃	佐藤 貢	〃 字宮崎六六の一	〃
〃	工藤 孝一	大字撫牛子四丁目一の一七	〃
〃	田村 嘉基	大字悪戸字鳴瀬一〇〇の二	〃
〃	館田 豊美	大字大久保字宮本二三九の三	〃
〃	佐々木 秀男	大字向外瀬三丁目二の三	〃
〃	加藤 良一	大字津賀野字浅田四四〇の一	〃
〃	福士 実	〃 字岡本一三	四・三・三退任
〃	佐藤 貢	〃 字宮崎六六の一	〃
〃	工藤 孝一	大字撫牛子四丁目一の一七	〃
〃	三浦 一志	大字悪戸字中野四の一	〃

〃 監 事	佐藤 公治 館田 豊美 菊池 勲	〃	〃	〃
		大字清野袋四丁目三の一〇	大字大久保字宮本二三九の三	大字岩賀二丁目五の一
		〃	〃	〃

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、館土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年五月十三日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

役員の内任の區別	氏 名	住 所	内任の年月日
監 事	田向 渉	八戸市大字田面木字前田表一八の八	令和四・三・三

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により公告する。

令和四年五月十三日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

地区名	県営土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日
地 蔵 平	通作条件整備事業（過疎基幹）	令和四・一・二〇
小 泉	経営体育成基盤整備事業（区画整理）（農業用排水施設整備）	三・二・三
神明川原	基幹水利施設ストックマネジメント事業	四・三・五

下 長	農地耕作条件改善事業	四・三・三〇
三 川 目	ため池等整備事業（用排水施設整備）	四・一・七
	館幹線排水路 農業水利施設保全合理化事業（耕作条件型）	四・三・三

公安委員会

青森県公安委員会告示第六十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五五号）第八十二条の三の規定による運転免許取得者等検査を行う者を認定したので、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第七条に基づき、次のとおり告示する。

令和四年五月十三日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

- 一 株式会社マツダドライブングスクール青森
 - 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (一) 名称 株式会社マツダドライブングスクール青森
 - (二) 住所 青森市大字石江字江渡九七の九
 - (三) 代表者の氏名 柳谷 恒次
 - 2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
マツダドライブングスクール青森
 - 3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
青森市大字石江字江渡九七の九
 - 4 運転免許取得者等検査の方法の区分
大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
 - 5 運転免許取得者等検査の方法の名称
青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

二 株式会社青森原別自動車学校青森中央自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社青森原別自動車学校

(二) 住所 青森市原別二丁目一の八

(三) 代表者の氏名 辻川 年明

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

青森中央自動車学校

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

青森市原別二丁目一の八

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な

技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

三 株式会社青森東部自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社青森東部自動車学校

(二) 住所 青森市原別八丁目二の一

(三) 代表者の氏名 高橋 博剛

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

青森東部自動車学校

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

青森市原別八丁目二の一

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な

技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

四 株式会社ムジコ・クリエイト青森モーターズスクール

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社ムジコ・クリエイト

(二) 住所 弘前市大字和泉一丁目三の一

(三) 代表者の氏名 新戸部 洋輔

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

青森モーターズスクール

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

青森市妙見一丁目二の二

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な

技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

五 株式会社ムジコ・クリエイト浪岡モーターズスクール

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社ムジコ・クリエイト

(二) 住所 弘前市大字和泉一丁目三の一

(三) 代表者の氏名 新戸部 洋輔

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

浪岡モーターズスクール

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

青森市浪岡大字浪岡字林本一一一

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な

技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

六 於本自動車学校株式会社

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 於本自動車学校株式会社

(二) 住所 八戸市大字中居林字館越山三五の一

(三) 代表者の氏名 於本 正

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

於本自動車学校

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

4 八戸市大字中居林字館越山三五の一
運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

七 三八五オートスクール株式会社三八五オートスクール八戸

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 三八五オートスクール株式会社

(二) 住所 八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二

(三) 代表者の氏名 佐々木 伸悦

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

三八五オートスクール八戸

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

八 三八五オートスクール株式会社三八五オートスクール三戸

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 三八五オートスクール株式会社

(二) 住所 八戸市大字長苗代字中坪一〇七の二

(三) 代表者の氏名 佐々木 伸悦

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

三八五オートスクール三戸

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

三戸郡三戸町大字目時字上エ平五三

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

九 株式会社ムジコ・クリエイト八戸モータースクール

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社ムジコ・クリエイト

(二) 住所 弘前市大字和泉一丁目三の一

(三) 代表者の氏名 新戸部 洋輔

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

八戸モータースクール

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

八戸市石堂四丁目七の三二

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

十 正部家産業有限公司八戸ライセンススクール

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 正部家産業有限公司

(二) 住所 三戸郡階上町蒼前東三丁目六の二二五

(三) 代表者の氏名 正部家 大介

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

八戸ライセンススクール

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

三戸郡階上町蒼前東三丁目六の二二五

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

十一 株式会社ムジコ・クリエイト弘前モータースクール

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

- (一) 名称 株式会社ムジコ・クリエイト
- (二) 住所 弘前市大字和泉一丁目三の一
- (三) 代表者の氏名 新戸部 洋輔
- 2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
弘前モータースクール
- 3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
弘前市大字和泉一丁目三の一
- 4 運転免許取得者等検査の方法の区分
大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
- 5 運転免許取得者等検査の方法の名称
青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）
- 十二 株式会社ディーエス開発三ツ矢自動車学校
- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
(一) 名称 株式会社ディーエス開発
(二) 住所 弘前市大字石渡一丁目二三の一
(三) 代表者の氏名 工藤 武義
- 2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
三ツ矢自動車学校
- 3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
弘前市大字石渡一丁目二三の一
- 4 運転免許取得者等検査の方法の区分
大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
- 5 運転免許取得者等検査の方法の名称
青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）
- 十三 棟方商事有限会社黒石自動車教習所
- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
(一) 名称 棟方商事有限会社
(二) 住所 黒石市竹田町五
(三) 代表者の氏名 棟方 清崇
- 2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
-
- 黒石自動車教習所
- 3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
黒石市竹田町五
- 4 運転免許取得者等検査の方法の区分
大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
- 5 運転免許取得者等検査の方法の名称
青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）
- 十四 株式会社平賀自動車学校
- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
(一) 名称 株式会社平賀自動車学校
(二) 住所 平川市柏木町東田九一
(三) 代表者の氏名 佐藤 将治
- 2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
平賀自動車学校
- 3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
平川市柏木町東田九一
- 4 運転免許取得者等検査の方法の区分
大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
- 5 運転免許取得者等検査の方法の名称
青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）
- 十五 株式会社青森原別自動車学校十和田支店十和田自動車学校
- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
(一) 名称 株式会社青森原別自動車学校十和田支店
(二) 住所 十和田市東二十二番町二八の一
(三) 代表者の氏名 辻川 年明
- 2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
十和田自動車学校
- 3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
十和田市東二十二番町二八の一
- 4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

十六 株式会社十和田中央モータースクール

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社十和田中央モータースクール

(二) 住所 十和田市東十四番町五二の一

(三) 代表者の氏名 丸井 裕

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

十和田中央モータースクール

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

十和田市東十四番町五二の一

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

十七 株式会社ディーエス開発三沢自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社ディーエス開発

(二) 住所 弘前市大字石渡一丁目二三の一

(三) 代表者の氏名 工藤 武義

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

三沢自動車学校

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

三沢市南町二丁目三一の一六〇

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

十八 株式会社エーアンドエフ三沢中央自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社エーアンドエフ

(二) 住所 三沢市日の出一丁目九四の三四三

(三) 代表者の氏名 小比類巻 正昭

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

三沢中央自動車学校

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

三沢市花園町三丁目四の三七

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

十九 株式会社青森原別自動車学校上北支店上北自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社青森原別自動車学校上北支店

(二) 住所 上北郡東北町字家ノ下タ三九の三

(三) 代表者の氏名 辻川 年明

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

上北自動車学校

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

上北郡東北町字家ノ下タ三九の三

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

二十 株式会社津軽モータースクール

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社津軽モータースクール

(二) 住所 つがる市柏稲盛岡本二四

(三) 代表者の氏名 小野 豊次

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
津軽モータースクール

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
つがる市柏稲盛岡本二四

4 運転免許取得者等検査の方法の区分
大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称
青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

二十一 株式会社板柳自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社板柳自動車学校

(二) 住所 北津軽郡板柳町大字三千石字里見四三

(三) 代表者の氏名 永澤 佐具子

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
板柳自動車学校

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
北津軽郡板柳町大字三千石字里見四三

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称
青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

二十二 株式会社エスティック下北自動車学校

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 株式会社エスティック

(二) 住所 むつ市南町二の四

(三) 代表者の氏名 古川 徳穂

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
下北自動車学校

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

むつ市南町二の四

4 運転免許取得者等検査の方法の区分
大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称
青森県公安委員会認定運転免許取得者等検査（運転技能検査）

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円